

令和 8 年度
江南市水道事業水質検査計画

令和 8 年 2 月

江南市水道課

はじめに

江南市水道事業では、水道法第 20 条及び同法施行規則第 15 条の規定に基づき、安全で快適な水道水が供給できるよう水質検査を行うためこの水質検査計画を策定しました。

この水質検査計画は、年度ごとに原水からご家庭までの水質の検査計画を公表し、信頼される水道水を目標に水質管理を行ってまいります。

この計画にご意見などがございましたら末尾に記載した問合せ先までお寄せいただければ幸いです。

検査計画の内容

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道水及び原水の状況
4. 水質管理上の留意事項
5. 検査地点、検査項目及び検査頻度
6. 水質検査の方法
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査計画及び検査結果の公表
9. 水質検査の精度と信頼性の保証
10. 関係機関との連携

1. 基本方針

当水道事業では水道水の安全性、安定性を確保することを第一に考え、以下の方針で水質検査を実施します。

(1) 検査地点

給水栓水については、市内 7 箇所において水質検査を行います。また、原水については市内 11 箇所、すべての取水井で水質検査を行います。

(2) 検査項目

水道法で検査が義務づけられている※¹ 水質基準項目（52 項目）、※² 水質管理目標設定項目及び独自の項目について検査を行います。

※¹ 水質基準項目（52 項目）

令和 8 年 4 月より新たにペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）が水質基準項目へ追加され、52 項目となりました。

※² 水質管理目標設定項目

毒性や水道水からの検出量などの観点から水質基準とするには及ばないが、水質管理上留意すべき項目

(3) 検査頻度

水道法に定めてある検査頻度を基本に、本市の過去 3 年の検査結果から項目ごとに整理して頻度を設定します。また、水質基準項目に追加される新規項目や基準値が改正される項目については、安全性が確認されるまで細心の注意を払い検査頻度を設定します。

(4) 水質検査結果の評価

水質基準値と測定値の比較検討を検査ごとに行い評価し、基準値を上回る恐れがある場合や明らかに高い値を示す場合には直ちに原因究明を行い、水質基準を超えないよう水質管理に万全を期します。また、水質検査の結果に異常が認められた場合には、確認のため、直ちに再検査を実施します。

2. 水道事業の概要

(1) 給水状況

(令和 6 年度末)

区 分	現 況
給水区域	江南市内全域
給水人口	93,019 人
普及率	95.0%
一日最大配水量	32,540 m ³
一日平均配水量	27,149 m ³

(2) 主要施設の概要

名 称	所 在 地	水源種別	処理方法
下般若配水場	般若町中山 146 番地	県水、地下水	塩素消毒
後飛保配水場	後飛保町西町 35 番地	地下水	塩素消毒

3. 水道水及び原水の状況

各家庭に給水している水道水は、市内 11 箇所の取水井から汲み上げた地下水を原水とする自己水と木曾川を水源とする県営犬山浄水場からの浄水（県水）を使用しています。

4. 水質管理上の留意事項

(1) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素

基準値の2分の1以上の値が検出されている給水栓水では毎月検査、原水では年4回の検査を実施します。

(2) 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、トリクロロエチレン、カルシウム、マグネシウム、蒸発残留物

基準値の5分の1以上の値が検出されている給水栓水では検査回数を減ずることなく検査を実施します。

(3) テトラクロロエチレン

基準値を超えたため、取水を停止している後飛保第5号井、後飛保第6号井の周辺井戸の後飛保第3号井、後飛保第4号井の原水で年4回の検査を実施します。また、安全確認のため松竹公民館（給水栓水）において毎月検査を実施します。

5. 検査地点、検査項目及び検査頻度

(1) 検査地点（位置図 P. 6 参照）

○ 給水栓水

- | | |
|----------------|------------|
| ア 江南緑地公園テニスコート | オ 稲木神社 |
| イ 二子山児童遊園 | カ 上奈良北墓地 |
| ウ 松竹公民館 | キ 草井第2ポンプ場 |
| エ 島宮公園 | |

○ 原水

- | | |
|-------------|---------------|
| (1) 下般若第1号井 | (9) 布袋東部第2取水井 |
| (2) 下般若第2号井 | (10) 上奈良取水井 |
| (3) 後飛保第1号井 | (11) 草井第2取水井 |
| (4) 後飛保第2号井 | |
| (5) 後飛保第3号井 | |
| (6) 後飛保第4号井 | |
| (7) 後飛保第7号井 | |
| (8) 後飛保第8号井 | |

(2) 検査項目及び検査頻度（給水栓, 原水水質検査計画表 P. 8～38 参照）

市内給水栓における水道水の水質は重要であるため、全 52 項目を年 1 回以上省略することなく検査し、色・濁り・残留塩素の 3 項目は毎日検査します。

原水（地下水）における水質は、塩素消毒前であることや藻類の発生は考えられないため、水質基準項目のうち消毒副生成物 11 項目とジェオスミン及び 2-メチルイソボルネオールの 2 項目を除く 39 項目に加え、愛知県水道水質検査等実施要領に示されている原水管理項目のうちアンモニア態窒素及び侵食性遊離炭酸の 2 項目を年 1 回、クリプトスポリジウム等感染症対策として大腸菌及び嫌気性芽胞菌の検査を年 4 回、色・濁りの 2 項目は毎日検査します。

水質管理目標設定項目については、給水栓水と原水で留意すべき項目（農薬類を含む）を抽出し、市内代表箇所として松竹公民館で 5 項目、後飛保第 1 号井で 11 項目（農薬類は 1 項目として計算）を年 1 回検査します。また、農薬類については、検査方法の確立している項目を検査します。

また、水質基準項目のうち水道法により省略不可項目については、検査回数を減ずることなく定められた検査頻度で行います。その他の項目については、過去 3 年の検査結果から項目ごとに整理し、毎月検査するもの、年 4 回検査するもの、年 1 回検査するものに選別し検査を実施します。

6. 水質検査の方法

効率性、合理性の観点から、環境省の登録水質検査機関へ直接委託します。

水質検査は水質検査計画に基づき、水道課職員の立会のもとで検査機関職員が採水し、速やかに搬送、検査を行います。また、毎日検査についても外部に委託します。

7. 臨時の水質検査

臨時の水質検査は、当水道事業より供給された水道水が、以下の理由により水質基準に適合しない恐れがあるときに実施します。

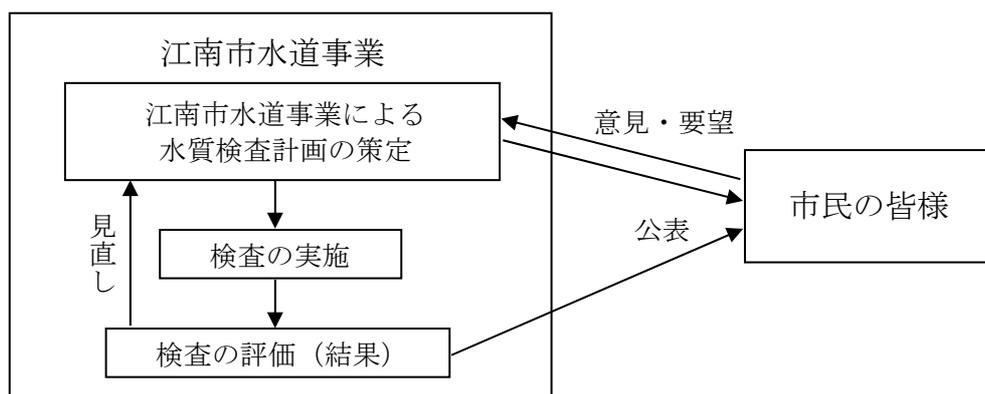
- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺で水系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水過程に異常があったとき。
- (5) 送・配水管の大規模な工事その他で水道水施設が影響を受けたとき、又はその恐れがあるとき。
- (6) 大規模地震発生時に、水道施設の被害により水道水施設が影響を受けたとき、又はその恐れがあるとき。
- (7) その他、特に必要があると認められるとき。

検査は悪化・異常・汚染などの状況が把握できる場所で採水し、検査項目については基本項目の他、状況に応じて決定します。また、異常が判明した場合はただちに取水、もしくは配水を停止し、異常がなくなるまで水質検査を行います。

異常時の検体は異常の原因が判明するまで保存します。

8. 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画及び検査結果は、市のホームページにて閲覧していただけます。また、新しい水質検査計画は2月頃、検査結果は毎月作成し公表します。



9. 水質検査の精度と信頼性の保証

(1) 水質検査の精度

原則として基準値及び目標値の10分の1を定量下限値とし、委託業者の精度管理結果等を踏まえて精度の向上に努めます。

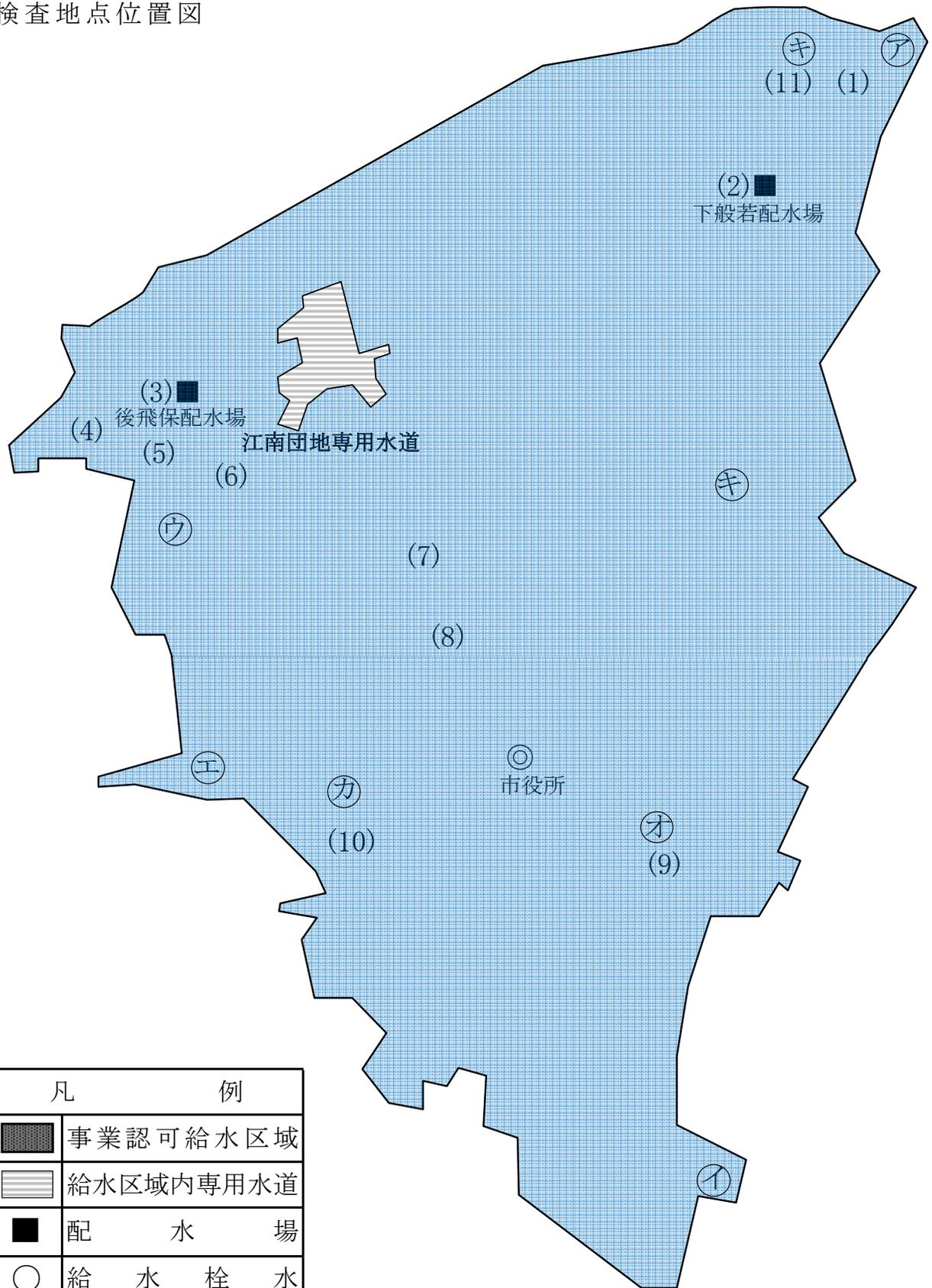
(2) 信頼性の保証

環境省の外部精度管理調査結果、水道GLPやISOの水質管理の認証取得状況等を参考に、実績ある業者へ検査委託し、必要に応じた検査施設への立入検査やクロスチェック、検査内容の確認等の監視を行い信頼性を保ちます。

10. 関係機関との連携

水質管理を万全なものにするためには関係機関との連携が重要であり、水源等で水質汚染事故が発生した場合、国・県の関係機関、近隣水道事業体、市災害対策本部等と情報交換を図りながら、現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

検査地点位置図



凡	例
	事業認可給水区域
	給水区域内専用水道
	配水場
	給水栓
	原水



江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」

給水栓水水質検査計画表（令和8年度）

施設名		下 般 若 配 水 場			給水栓名		ア 江南緑地公園テニスコート	
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 最 高 値	基 準 回 数	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 度	設定理由等	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	1.0	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.10	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	4 回/年	—	4 回/年		令和8年度より新規追加
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	22 塩素酸	0.6 mg/l	○ 0.08	4 回/年	—	4 回/年		
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	○ 0.012	4 回/年	—	4 回/年		
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	○ 0.004	4 回/年	—	4 回/年		
	26 ジブromokクロロメタン	0.1 mg/l	○ 0.002	4 回/年	—	4 回/年		
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l	○ 0.019	4 回/年	—	4 回/年		
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	◎ 0.008	4 回/年	—	4 回/年		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	○ 0.005	4 回/年	—	4 回/年		
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.002	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	□ 0.11	4 回/年	注1	4 回/年		基準値の1/5超過
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	◎ 0.13	4 回/年	注1	4 回/年		
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.003	4 回/年	注1	1 回/年		
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	6.8	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	0.002	4 回/年	注1	1 回/年		
	39 塩化物イオン	200 mg/l	8.5	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	○ 32	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	41 蒸発残留物	500 mg/l	○ 77	4 回/年	注1	1 回/年		
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	0.000001	12 回/年	注2	1 回/年		原水が湧水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年		
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	◎ 0.8	12 回/年	—	12 回/年		
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.2 最低 6.9	12 回/年	—	12 回/年		
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	51 色度	5度以下	○ 0.7	12 回/年	—	12 回/年		
	52 濁度	2度以下	□ 1.1	12 回/年	—	12 回/年		
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可	
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日		
	3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日		

- : 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- : 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-): 各定量下限を下回ることを示す。
- 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ずることができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
- 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水水質検査計画表（令和8年度）

施設名		下 般 若 配 水 場				給水栓名		イ 二子山児童遊園
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 間 最 高 値	基 準 回 数	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 頻 度	設 定 理 由 等	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	7 砒素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	0.9	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	0.1	4 回/年	注1	1 回/年	基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	令和8年度より新規追加	
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタノ酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	4 回/年	—	4 回/年		
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	22 塩素酸	0.6 mg/l	0.07	4 回/年	—	4 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	0.015	4 回/年	—	4 回/年		
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	26 ジブromokloroメタン	0.1 mg/l	0.003	4 回/年	—	4 回/年		
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l	0.024	4 回/年	—	4 回/年		
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	0.01	4 回/年	—	4 回/年		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	0.006	4 回/年	—	4 回/年		
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	安全確認等のため	
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.002	4 回/年	注1	1 回/年		
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	0.01	4 回/年	注1	1 回/年		
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.004	4 回/年	注1	1 回/年		
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	7.4	4 回/年	注1	1 回/年		
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	39 塩化物イオン	200 mg/l	8.2	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	33	4 回/年	注1	1 回/年	基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし	
	41 蒸発残留物	500 mg/l	81	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	0.000001	12 回/年	注2	1 回/年	原水が湧水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため	
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	安全確認等のため	
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	0.7	12 回/年	—	12 回/年		
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.2 最低 6.9	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	51 色度	5度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
	52 濁度	2度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日		水道法に基づき、回数減不可
2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日			
3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日			

- ・ ○: 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ・ ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- ・ □: 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- ・ (-): 各定量下限を下回ることを示す。
- ・ 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ることができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
- ・ 基準値の1/5以下の場合、1回/年に減ることができる。
- ・ 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水水質検査計画表（令和8年度）

施設名		後 飛 保 配 水 場			給水栓名		ウ 松竹公民館	
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 最 高 値	基 準 回 数	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 頻 度	設 定 理 由 等	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	□ 6.1	4 回/年	注1	12 回/年	基準値の1/2超過	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.11	4 回/年	注1	1 回/年	基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	12 回/年		
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	20 ペルフルオロオクタン sulfonic acid (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l	—	4 回/年	—	4 回/年	令和8年度より新規追加	
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	22 塩素酸	0.6 mg/l	○ 0.1	4 回/年	—	4 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	26 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	28 総トリクロロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	安全確認等のため	
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.006	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	12	4 回/年	注1	1 回/年		
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	39 塩化物イオン	200 mg/l	◎ 10	12 回/年	—	12 回/年		
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎ 94	4 回/年	注1	4 回/年	基準値の1/5超過	
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎ 190	4 回/年	注1	4 回/年	安全確認等のため	
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	原水が排水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため	
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	安全確認等のため	
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため	
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.1 最低 6.8	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可	
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		
	51 色度	5度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年	安全確認等のため	
	52 濁度	2度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年		
管理目標設定項目	03 ニッケル及びその化合物	0.02 mg/l	(-)	—	—	1 回/年	安全確認等のため	
	13 ジクロロアセトニトリル	0.01 mg/l	(-)	—	—	1 回/年		
	14 抱水コロラール	0.02 mg/l	(-)	—	—	1 回/年		
27 腐食性(ランゲリア指数)	-1程度以上とし、極力0に近づける	-1.5	—	—	1 回/年	水道法に基づき、回数減不可		
28 従属栄養細菌	2,000 個/ml	0	—	—	1 回/年			
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—		毎日	
毎日検査	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日		
毎日検査	3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日		

- ：過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎：過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- ：過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-)：各定量下限を下回ることを示す。

- 注1：過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ずることができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う) 基準値の1/5以下の場合、1回/年に減ずることができる。
- 注2：藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水水質検査計画表（令和8年度）

施設名		後 飛 保 配 水 場				給水栓名		工 島宮公園	
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 間 最 高 値		検査回数を超えることができる頻度	検査計画	設定理由等		
			最 高 値	基 準 回 数					
基準項目	1 一般細菌	100 個/mℓ	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可		
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年			
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			水道法に基づき、回数減不可
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/ℓ	□ 6.0	4 回/年	注1	12 回/年		基準値の1/2超過	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/ℓ	○ 0.11	4 回/年	注1	1 回/年		基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため	
	14 四塩化炭素	0.002 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタネン酸(PFOA)	0.00005 mg/ℓ	—	4 回/年	—	4 回/年			令和8年度より新規追加
	21 ベンゼン	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			安全確認等のため
	22 塩素酸	0.6 mg/ℓ	○ 0.09	4 回/年	—	4 回/年			水道法に基づき、回数減不可
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	24 クロロホルム	0.06 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	26 ジブromクロロメタン	0.1 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	27 臭素酸	0.01 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	31 ブロモホルム	0.09 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年			
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/ℓ	(-)	4 回/年	—	4 回/年		安全確認等のため	
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	36 銅及びその化合物	1 mg/ℓ	○ 0.006	4 回/年	注1	1 回/年			
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/ℓ	12	4 回/年	注1	1 回/年		水道法に基づき、回数減不可	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	39 塩化物イオン	200 mg/ℓ	10	12 回/年	—	12 回/年			
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/ℓ	◎ 92	4 回/年	注1	4 回/年			基準値の1/5超過
	41 蒸発残留物	500 mg/ℓ	◎ 190	4 回/年	注1	4 回/年			
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため	
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/ℓ	(-)	12 回/年	注2	1 回/年		原水が湧水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため	
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/ℓ	(-)	12 回/年	注2	1 回/年		安全確認等のため	
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	46 フェノール類	0.005 mg/ℓ	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	47 有機物(TOC)	3 mg/ℓ	(-)	12 回/年	—	12 回/年			
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.1 最低 6.9	12 回/年	—	12 回/年			
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年		水道法に基づき、回数減不可	
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年			
	51 色度	5度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年			
	52 濁度	2度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年			
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可		
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日			
	3 残留塩素の確認	0.1mg/ℓ以上	0.1mg/ℓ以上	毎日	—	毎日			

- : 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- : 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-): 各定量下限を下回ることを示す。

- 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減することができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
- 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水質検査計画表（令和8年度）

施設名		布 袋 東 部 第 2			給水栓名		オ 稲木神社		
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 最 高 値	基 準 回 数	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 回 数	設定理由等		
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可		
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年			
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年		安全確認等のため	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年			
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年		水道法に基づき、回数減不可	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	□	5.5	4 回/年	注1		12 回/年	基準値の1/2超過
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	—	0.1	4 回/年	注1		1 回/年	安全確認等のため
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	—	0.04	4 回/年	注1		1 回/年	
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	—	0.001	4 回/年	注1		1 回/年	
	20 ベルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びベルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	—	4 回/年	—		4 回/年	令和8年度より新規追加
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	安全確認等のため
	22 塩素酸	0.6 mg/l	◎	0.25	4 回/年	—		4 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	26 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	—	4 回/年	—		4 回/年	安全確認等のため
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	—	0.004	4 回/年	注1		1 回/年	
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	—	0.011	4 回/年	注1		1 回/年	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	—	12	4 回/年	注1		1 回/年	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	39 塩化物イオン	200 mg/l	—	9.9	12 回/年	—		12 回/年	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎	70	4 回/年	注1		4 回/年	基準値の1/5超過
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎	200	4 回/年	注1		4 回/年	安全確認等のため
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	(-)	—	12 回/年	注2		1 回/年	原水が県水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	—	12 回/年	注2		1 回/年	
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	安全確認等のため
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	—	4 回/年	注1		1 回/年	
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	—	12 回/年	—		12 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	48 pH値	5.8以上8.6以下	—	最高 6.9 最低 6.5	12 回/年	—		12 回/年	
	49 味	異常なし	—	異常なし	12 回/年	—		12 回/年	
	50 臭気	異常なし	—	異常なし	12 回/年	—		12 回/年	
	51 色度	5度以下	(-)	—	12 回/年	—		12 回/年	
	52 濁度	2度以下	(-)	—	12 回/年	—		12 回/年	
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可		
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日			
	3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日			

- ・ ○: 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ・ ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- ・ □: 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- ・ (-): 各定量下限を下回ることを示す。
- ・ 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ずることができる。
(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
基準値の1/5以下の場合、1回/年に減ずることができる。
- ・ 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水水質検査計画表（令和8年度）

施設名		上 奈 良			給水栓名		カ 上奈良北基地
区分	検査項目	基準値等	過去3年 最高 値	基準回数	検査回数を減ず ることができる頻度	検査計 画 頻 度	設定理由等
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年	
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	□ 6.7	4 回/年	注1	12 回/年	基準値の1/2超過
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.11	4 回/年	注1	1 回/年	基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	4 回/年	—	4 回/年	
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため
	22 塩素酸	0.6 mg/l	○ 0.12	4 回/年	—	4 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	26 ジブromクロロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	安全確認等のため
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.005	4 回/年	注1	1 回/年	
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.007	4 回/年	注1	1 回/年	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	13	4 回/年	注1	1 回/年	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	39 塩化物イオン	200 mg/l	10	12 回/年	—	12 回/年	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎ 88	4 回/年	注1	4 回/年	基準値の1/5超過
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎ 190	4 回/年	注1	4 回/年	安全確認等のため
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	原水が排水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	安全確認等のため
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	12 回/年	—	12 回/年	
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.5 最低 6.9	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年	
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年	
	51 色度	5度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年	
	52 濁度	2度以下	(-)	12 回/年	—	12 回/年	
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	
	3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日	

- ：過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎：過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- ：過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-)：各定量下限を下回ることを示す。
- 注1：過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ずることができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
- 注2：藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

給水栓水質検査計画表（令和8年度）

施設名		草 井 第 2				給水栓名		キ 草井第2ポンプ場				
区分	検査項目	基準値等	過 去 3 年 最 高 値	基 準 回 数	検査回数を減ずることができる頻度	検 査 計 画 頻 度	設 定 理 由 等					
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	2 大腸菌	不検出	検出されない	12 回/年	—	12 回/年						
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年				安全確認等のため		
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	◎ 4.1	4 回/年	注1	4 回/年				基準値の1/5超過		
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	0.07	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため					
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	0.020	4 回/年	注1	1 回/年						
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年				令和8年度より新規追加		
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	4 回/年	—	4 回/年						
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため					
	22 塩素酸	0.6 mg/l	○ 0.08	4 回/年	—	4 回/年						
	23 クロロ酢酸	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	24 クロロホルム	0.06 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	25 ジクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	26 ジブロモクロロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	27 臭素酸	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	28 総トリハロメタン	0.1 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	29 トリクロロ酢酸	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	30 ブロモジクロロメタン	0.03 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	31 ブロモホルム	0.09 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年	安全確認等のため					
	32 ホルムアルデヒド	0.08 mg/l	(-)	4 回/年	—	4 回/年						
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.005	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため					
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	○ 0.04	4 回/年	注1	1 回/年	基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし					
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.003	4 回/年	注1	1 回/年						
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	8.4	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため					
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	39 塩化物イオン	200 mg/l	6.8	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	○ 55	4 回/年	注1	1 回/年				基準値の1/5以下で原水等の変動による汚染の恐れなし		
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎ 130	4 回/年	注1	4 回/年	基準値の1/5超過					
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年				安全確認等のため		
	43 ジェオスミン	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年	原水が県水及び地下水であり、藻類の発生は考えられないが安全確認等のため					
	44 2-メチルイソボルネオール	0.00001 mg/l	(-)	12 回/年	注2	1 回/年						
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年	安全確認等のため					
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	4 回/年	注1	1 回/年						
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	○ 0.4	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 6.8 最低 6.6	12 回/年	—	12 回/年						
	49 味	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	50 臭気	異常なし	異常なし	12 回/年	—	12 回/年						
	51 色度	5度以下	◎ 1.2	12 回/年	—	12 回/年	水道法に基づき、回数減不可					
	52 濁度	2度以下	○ 0.3	12 回/年	—	12 回/年						
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日	水道法に基づき、回数減不可					
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	—	毎日						
	3 残留塩素の確認	0.1mg/l以上	0.1mg/l以上	毎日	—	毎日						

- : 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- : 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-): 各定量下限を下回ることを示す。
- 注1: 過去3年間の検査結果が基準値の1/10以下の場合、1回/3年に減ることができる。(安全確認のため、1回/年は検査を行う)
- 注2: 藻類の発生時期に月1回以上の検査を行う。

原水水質検査計画表（令和8年度）

水源名			(1) 下般若第1号井		(2) 下般若第2号井		(3) 後飛保第1号井		(4) 後飛保第2号井		
区分	検査項目	基準値等	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	1 回/年							
	2 大腸菌	不検出	検出されない	1 回/年							
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	1 回/年							
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	1 回/年							
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	1 回/年							
	10 シアン化物イオン及び塩化シア	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	○ 2.0	1 回/年	◎ 3.9	1 回/年	□ 6.0	4 回/年	◎ 4.5	1 回/年	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.09	1 回/年	○ 0.08	1 回/年	○ 0.09	1 回/年	○ 0.08	1 回/年	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	1 回/年							
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	1 回/年							
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	1 回/年							
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	1 回/年							
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	20 ペルフルオロオクタンルスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	1 回/年							
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.001	1 回/年	0.002	1 回/年	(-)	1 回/年	0.001	1 回/年	
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	0.02	1 回/年	(-)	1 回/年	
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	1 回/年							
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.004	1 回/年	0.002	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	9.2	1 回/年	11	1 回/年	12	1 回/年	11	1 回/年	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	1 回/年							
	39 塩化物イオン	200 mg/l	5.8	1 回/年	8.2	1 回/年	9.6	1 回/年	8.2	1 回/年	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎ 63	1 回/年	◎ 79	1 回/年	◎ 86	1 回/年	◎ 79	1 回/年	
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎ 140	1 回/年	◎ 190	1 回/年	◎ 200	1 回/年	◎ 180	1 回/年	
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	1 回/年							
	43 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	45 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	1 回/年							
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	1 回/年							
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 6.8 最低 6.7	1 回/年	最高 6.9 最低 6.8	1 回/年	最高 6.9 最低 6.8	1 回/年	最高 6.8 最低 6.8	1 回/年	
	49 味	異常なし	異常なし	1 回/年							
	50 臭気	異常なし	異常なし	1 回/年							
	51 色度	5度以下	(-)	1 回/年							
	52 濁度	2度以下	(-)	1 回/年							
	管理目標設定項目	01 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		02 ウラン及びその化合物	0.002 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		05 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		08 トルエン	0.4 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		15 農薬類	1	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		19 遊離炭酸	20 mg/l	/	/	/	15	1 回/年	/	/	
		20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
		21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/	
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l	/	/	/	1	1 回/年	/	/		
	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	/	/	/	(-)	1 回/年	/	/		
	その他	アンモニア態窒素(指導項目)	mg/l	0.02	1 回/年	0.01	1 回/年	(-)	1 回/年	0.01	1 回/年
		侵食性遊離炭酸(指導項目)	mg/l	18	1 回/年	15	1 回/年	13	1 回/年	16	1 回/年
大腸菌		不検出	検出されない	4 回/年							
嫌気性芽胞菌		不検出	検出されない	4 回/年							
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	

- :過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎:過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- :過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-):各定量下限を下回ることを示す。

原水水質検査計画表（令和8年度）

水源名			(5) 後飛保第3号井		(6) 後飛保第4号井		(7) 後飛保第7号井		(8) 後飛保第8号井		
区分	検査項目	基準値等	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	1 回/年	0	1 回/年	0	1 回/年	3	1 回/年	
	2 大腸菌	不検出	検出されない	1 回/年							
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	1 回/年							
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	1 回/年							
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	1 回/年							
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	□ 6.8	4 回/年	◎ 4.8	1 回/年	□ 5.8	4 回/年	□ 6.5	4 回/年	
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	○ 0.09	1 回/年	○ 0.12	1 回/年	0.08	1 回/年	0.08	1 回/年	
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	0.03	1 回/年	(-)	1 回/年	
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	1 回/年							
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	1 回/年							
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	1 回/年							
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	4 回/年	(-)	4 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	20 ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタタン酸(PFOA)	0.00005 mg/l	—	1 回/年							
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年							
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.001	1 回/年	0.006	1 回/年	0.001	1 回/年	0.004	1 回/年	
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	(-)	1 回/年							
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	1 回/年							
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.002	1 回/年	(-)	1 回/年	0.001	1 回/年	0.002	1 回/年	
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	14	1 回/年	10	1 回/年	14	1 回/年	12	1 回/年	
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	1 回/年							
	39 塩化物イオン	200 mg/l	11.0	1 回/年	8.7	1 回/年	11.0	1 回/年	9.6	1 回/年	
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎ 98	1 回/年	◎ 63	1 回/年	◎ 86	1 回/年	◎ 93	1 回/年	
	41 養分残留物	500 mg/l	◎ 220	1 回/年	◎ 170	1 回/年	◎ 220	1 回/年	◎ 220	1 回/年	
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	1 回/年							
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	1 回/年							
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	1 回/年							
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	1 回/年							
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 7.0 最低 6.9	1 回/年	最高 7.3 最低 7.2	1 回/年	最高 6.7 最低 6.7	1 回/年	最高 7.1 最低 7.1	1 回/年	
	49 味	異常なし	異常なし	1 回/年							
	50 臭気	異常なし	異常なし	1 回/年							
	51 色度	5度以下	(-)	1 回/年							
	52 濁度	2度以下	(-)	1 回/年							
	管理目標設定項目	01 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		02 ウラン及びその化合物	0.002 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		05 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		08 トルエン	0.4 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		15 農薬類	1	/	/	/	/	/	/	/	
		19 遊離炭酸	20 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
		21 メチルtertブチルエーテル	0.02 mg/l	/	/	/	/	/	/	/	
	22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l	/	/	/	/	/	/	/		
	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	/	/	/	/	/	/	/		
	その他	アンモニア態窒素(指導項目)	mg/l	0.01	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年
		侵食性遊離炭酸(指導項目)	mg/l	9	1 回/年	14.0	1 回/年	22.0	1 回/年	11.0	1 回/年
大腸菌		不検出	検出されない	4 回/年							
嫌気性芽胞菌		不検出	検出されない	4 回/年							
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日	

- : 過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎: 過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- : 過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-): 各定量下限を下回ることを示す。

原水水質検査計画表（令和8年度）

水源名		(9) 布袋東部第2取水井		(10) 上奈良取水井		(11) 草井第2取水井				
区分	検査項目	基準値等	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数	過去3年 最高値	延べ検査回数		
基準項目	1 一般細菌	100 個/ml	0	1 回/年	0	1 回/年	0	1 回/年		
	2 大腸菌	不検出	検出されない	1 回/年	検出されない	1 回/年	検出されない	1 回/年		
	3 カドミウム及びその化合物	0.003 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	4 水銀及びその化合物	0.0005 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	5 セレン及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	6 鉛及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	7 ヒ素及びその化合物	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	8 六価クロム化合物	0.02 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	9 亜硝酸態窒素	0.04 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 mg/l	□ 5.4	4 回/年	□ 7.0	4 回/年	◎ 3.2	1 回/年		
	12 フッ素及びその化合物	0.8 mg/l	0.08	1 回/年	○ 0.10	1 回/年	0.08	1 回/年		
	13 ホウ素及びその化合物	1.0 mg/l	0.03	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	14 四塩化炭素	0.002 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	15 1,4-ジオキサン	0.05 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	17 ジクロロメタン	0.02 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	18 テトラクロロエチレン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	19 トリクロロエチレン	0.01 mg/l	○ 0.002	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	20 ペルフルオロオクタン sulfonate (PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005 mg/l	—	1 回/年	—	1 回/年	—	1 回/年		
	21 ベンゼン	0.01 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	33 亜鉛及びその化合物	1 mg/l	0.002	1 回/年	0.007	1 回/年	0.009	1 回/年		
	34 アルミニウム及びその化合物	0.2 mg/l	0.02	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	35 鉄及びその化合物	0.3 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	0.02	1 回/年		
	36 銅及びその化合物	1 mg/l	0.003	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	37 ナトリウム及びその化合物	200 mg/l	12	1 回/年	12	1 回/年	8.5	1 回/年		
	38 マンガン及びその化合物	0.05 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	39 塩化物イオン	200 mg/l	(-)	9.1	1 回/年	9.2	1 回/年	(-)	6.0	1 回/年
	40 カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 mg/l	◎ 66	1 回/年	◎ 87	1 回/年	○ 54	1 回/年		
	41 蒸発残留物	500 mg/l	◎ 190	1 回/年	◎ 210	1 回/年	◎ 150	1 回/年		
	42 陰イオン界面活性剤	0.2 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	45 非イオン界面活性剤	0.02 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	46 フェノール類	0.005 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	47 有機物(TOC)	3 mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	48 pH値	5.8以上8.6以下	最高 6.5 最低 6.4	1 回/年	最高 7.2 最低 7.1	1 回/年	最高 6.6 最低 6.6	1 回/年		
	49 味	異常なし	異常なし	1 回/年	異常なし	1 回/年	異常なし	1 回/年		
	50 臭気	異常なし	異常なし	1 回/年	異常なし	1 回/年	異常なし	1 回/年		
	51 色度	5度以下	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	52 濁度	2度以下	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年		
	管理目標設定項目	01 アンチモン及びその化合物	0.02 mg/l	/	/	/	/	/		
		02 ウラン及びその化合物	0.002 mg/l	/	/	/	/			
		05 1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/l	/	/	/	/			
		08 トルエン	0.4 mg/l	/	/	/	/			
		09 フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08 mg/l	/	/	/	/			
		15 農薬類	1	/	/	/	/			
		19 遊離炭酸	20 mg/l	/	/	/	/			
		20 1,1,1-トリクロロエタン	0.3 mg/l	/	/	/	/			
		21 メチル-tert-ブチルエーテル	0.02 mg/l	/	/	/	/			
		22 有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	3 mg/l	/	/	/	/			
	29 1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/l	/	/	/	/				
	その他	アンモニア態窒素(指導項目)	mg/l	(-)	1 回/年	(-)	1 回/年	0.01	1 回/年	
		侵食性遊離炭酸(指導項目)	mg/l	29	1 回/年	7.0	1 回/年	25	1 回/年	
大腸菌		不検出	検出されない	4 回/年	検出されない	4 回/年	検出されない	4 回/年		
嫌気性芽胞菌		不検出	検出されない	4 回/年	検出されない	4 回/年	検出されない	4 回/年		
毎日検査	1 色	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日		
	2 濁り	異常なし	異常なし	毎日	異常なし	毎日	異常なし	毎日		

- :過去3年間の最高値が基準値の1/10超過を示す。
- ◎:過去3年間の最高値が基準値の1/5超過を示す。
- :過去3年間の最高値が基準値の1/2超過を示す。
- (-):各定量下限を下回ることを示す。

別表 農薬類

番号	項目	目標値 (mg/ℓ以下)
1	1, 3—ジクロロプロペン(D—D)	0.05
2	2, 2—DPA(ダラボン)	0.08
3	2, 4—D(2, 4—PA)	0.02
4	EPN	0.004
5	MCPA	0.005
6	アシュラム	0.9
7	アセフェート	0.006
8	アトラジン	0.01
9	アニロホス	0.003
10	アミラズ	0.006
11	アラクロール	0.03
12	イソキサチオン	0.005
13	イソフェンホス	0.001
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3
16	イブフェンカルバゾン	0.002
17	イプロベンホス(IBP)	0.09
18	イミノクタジン	0.006
19	インダノファン	0.009
20	エスプロカルブ	0.03
21	エトフェンブロックス	0.08
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01
23	オキサジクロメホン	0.02
24	オキシ銅(有機銅)	0.03
25	オリサストロビン	0.1
26	カズサホス	0.0006
27	カフエンストロール	0.008
28	カルタップ	0.08
29	カルバリル(NAC)	0.02
30	カルボフラン	0.0003
31	キノクラミン(ACN)	0.005
32	キャプタン	0.3
33	クミルロン	0.03
34	グリホサート	2
35	グルホシネート	0.02
36	クロメブロップ	0.02
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001
38	クロルピリホス	0.003
39	クロタロニル(TPN)	0.05
40	シアナジン	0.001
41	シアノホス(CYAP)	0.003
42	ジウロン(DCMU)	0.02
43	ジクロベニル(DBN)	0.03
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008
45	ジクワット	0.01
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004
47	ジチオカルバメート系農薬	0.005
48	ジチオピル	0.009
49	シハロホップブチル	0.006
50	シマジン(CAT)	0.003
51	ジメタメトリン	0.02
52	ジメトエート	0.05
53	シメトリン	0.03
54	ダイアジノン	0.003
55	ダイムロン	0.8
56	ダゾメット、メタム及びメチルイソチオシアネート	0.01
57	チアジニル	0.1

番号	項目	目標値 (mg/ℓ以下)
58	チウラム	0.02
59	チオジカルブ	0.08
60	チオファネートメチル	0.3
61	チオベンカルブ	0.02
62	テフリルトリオン	0.002
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02
64	トリクロピル	0.006
65	トリクロルホン(DEP)	0.005
66	トリシクラゾール	0.1
67	トリフルラリン	0.06
68	ナプロパミド	0.03
69	パラコート	0.01
70	ピベロホス	0.0009
71	ピラクロニル	0.01
72	ピラゾキシフェン	0.004
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02
74	ピリダフェンチオン	0.002
75	ピリプチカルブ	0.02
76	ピロキロン	0.05
77	フィブロニル	0.0005
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03
80	フェリムゾン	0.05
81	フェンチオン(MPP)	0.006
82	フェントエート(PAP)	0.007
83	フェントラザミド	0.01
84	フサライド	0.1
85	ブタクロール	0.03
86	ブタミホス	0.02
87	ブプロフェジン	0.02
88	フルアジナム	0.03
89	プレチラクロール	0.05
90	プロシミドン	0.09
91	プロチオホス	0.007
92	プロピコナゾール	0.05
93	プロピザミド	0.05
94	プロベナゾール	0.03
95	プロモブチド	0.1
96	ベノミル	0.02
97	ペンシクロン	0.1
98	ベンゾピシクロン	0.09
99	ベンゾフェナップ	0.005
100	ベнтаジン	0.2
101	ベンディメタリン	0.3
102	ベンフラカルブ	0.02
103	ベンフルラリン(ベスロジン)	0.01
104	ベンフレセート	0.07
105	ホスチアゼート	0.005
106	マラチオン(マラソン)	0.7
107	メコブロップ(MCPP)	0.05
108	メソミル	0.03
109	メタラキシル	0.2
110	メチダチオン(DMTP)	0.004
111	メトミノストロビン	0.04
112	メトリブジン	0.03
113	メフェナセート	0.02
114	メブロニル	0.1
115	モリネート	0.005

- ※ 令和7年度改正案を含む
 ・検査実施場所は後飛保第1号井とする。
 ・検査実施月は7月とする。



江南市マスコットキャラクター「藤花ちゃん」

お問合せ先

江南市水道課配水・維持グループ
〒483-8018 江南市般若町中山1 4 6
TEL 0587-53-3511 (直通)
FAX 0587-53-3514
Eメールアドレス suido@city.konan.lg.jp